

竹本さん高裁判決！前田さん高裁判決！ 不当なボーナスカット本人訴訟判決糾弾！ 報告集会を開催！この間の成果をひろげていこう！！

大阪高等裁判所は、11月18日の竹本さん本人訴訟、11月25日の前田さん本人訴訟に対して、いずれも「控訴を棄却する」という不当判決を下しました。

大阪高等裁判所は、大阪地裁の判決同様、管理者の証言と管理者がパソコンに入力したメモを重要視し「勤務成績が良好でない者」に該当したことを認めています。

裁判の中では、本人と管理者の対応は全て1対1であり、全ての管理者がメモの元となった手控えについて「パソコンに入力した後、直ぐにシュレッダーをした」と口を揃えるなど不自然な状況も明らかにしてきました。大阪高裁の判決は、重要な物的証拠が存在しない中で会社の主張を一方向的に認める不当な判決であり絶対に認めるわけにはいきません。

竹本さん、前田さんは、不当なボーナスカットを無くしていくために3年前の労働審判の闘いから本人訴訟（大阪地裁）、そして控訴審（大阪高裁）の闘いを分会の仲間、分会プロジェクトの仲間とつくりだし広げてきました。不当なボーナスカットに関わった全ての管理者を証言台に立たせて尋問を行い、職場の中に管理者証言の矛盾点や不当性を広げてきました。その結果、不当なボーナスカットは激減してきました。

地本は、本日、西町甲東会館で「竹本さん、前田さんボーナスカット本人訴訟大阪高裁判決報告集会」を開催して、大阪高裁判決の不当性とこれまでの闘いの成果を全体で確認してきました。不当なボーナスカットを無くしていくために、職場の強権的な労務管理を粉碎していくために更に奮闘していきましょう！

